

## あま市耐震シェルター設置費補助金交付要綱

(目的等)

第1条 この要綱は、市内の木造住宅に耐震シェルターを設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、地震による住宅の倒壊から居住者の生命を守ることを目的とする。

2 前項の補助金の交付については、あま市補助金等交付規則（平成22年あま市規則第34号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 耐震シェルター 地震発生時に、居住している住宅の倒壊から自らの命を守るための装置で、公的機関により耐震実験を行い、安全性の評価を受けた耐震シェルターであるとして市長が認めるものをいう。

(2) 補助対象経費 耐震シェルターの購入、運搬及び設置に要する費用をいう。

(補助対象住宅)

第3条 あま市耐震シェルター設置費補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる木造住宅は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) あま市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱（平成24年あま市告示第39号）第2条第1号に規定する旧基準木造住宅（以下「旧基準木造住宅」という。）であること。

(2) あま市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱第2条第2号に規定する木造住宅耐震診断において、同要綱第2条第3号アに規定する木造住宅耐震診断の判定値が1.0未満又は同号イに規定する木造住宅耐震診断の評点が80点未満であり、同要綱第7条第1項に基づく耐震改修費補助金の交付決定を受けていないこと。

(3) この要綱による補助金の交付を受けて、耐震シェルターの設置がされていないこと。

(補助の対象者)

第4条 この要綱により補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 旧基準木造住宅の所有者又は所有者の同意が得られること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(3) 市税の滞納がないこと。

(補助の制限)

第5条 補助金の交付の対象となる耐震シェルターの台数は、補助対象住宅1戸当たり1台とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額（その額に千円未満の端数があると

きは、これを切り捨てた額)とし、30万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象経費に係る契約を締結する前に、あま市耐震シェルター設置費補助金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 木造住宅耐震診断結果報告書等の写し(あま市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱第2条第2号によるものに限る。)

(2) 耐震シェルターに係る見積書等補助対象経費が確認できる書類の写し

(3) 申請者と住宅所有者が異なる場合、耐震シェルターを設置することについて、住宅所有者が承諾していることを確認できる書類(様式第2号)

(4) 案内図

(5) 平面図(耐震シェルターの設置予定場所を明記したもの)

(6) 耐震シェルターの設置予定場所の写真

(7) 市税の未納がない証明書

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の交付を決定し、あま市耐震シェルター設置費補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定をする場合において、必要があるときは当該補助金の交付について条件を付することができる。

(補助事業の変更)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助金の額の変更が生じる設置内容の変更をしようとするとき、変更内容が分かる書類を添付して、あま市耐震シェルター設置費補助金変更申請書(様式第4号)を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、あま市耐震シェルター設置費補助金変更交付決定通知書(様式第5号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助事業の取下げ又は取りやめ)

第10条 交付決定者は、補助金の交付決定後において、当該申請を取り下げるとき、又は設置を取りやめるときは、あま市耐震シェルター設置費補助金取下げ(取りやめ)届(様式第6号)を、市長に提出しなければならない。

(設置の報告)

第11条 交付決定者は、耐震シェルターの設置が完了したときは、設置が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の末日のいずれか早い期日までに、あま市耐震シェルター設置費補助金完了報告書(様式第7号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震シェルターの設置に係る契約書の写し
- (2) 耐震シェルターの設置に係る請求書又は領収書の写し
- (3) 耐震シェルターの設置前、設置中及び設置完了後の写真
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(補助金の確定)

第12条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、  
適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、あま市耐震シェルター  
設置費補助金交付額確定通知書（様式第8号）により、交付決定者に通知  
するものとする。

（交付請求及び交付）

第13条 交付決定者は、補助金の交付を請求しようとするときは、前条によ  
る補助金の額の確定後、速やかにあま市耐震シェルター設置費補助金交付請  
求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書に基づき、交付決定者に補助金を交付するものとす  
る。

（補助金の交付決定の取り消し及び返還）

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき  
は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補  
助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 申請書その他の提出書類の内容に偽りがあったとき。
- (2) この要綱又は補助金の交付に際して付した条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の一部又は全部を取り消す場  
合は、あま市耐震シェルター設置費補助金交付決定（一部）取消通知書（様  
式第10号）により、交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、  
既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものと  
する。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。